

環境影響評価書案審査意見書

「中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業」に係る環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 57 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事
小池 百合子
(公印省略)

記

第 1 対象事業

- 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称：東京二十三区清掃一部事務組合
代表者：管理者 山崎 孝明
所在地：東京都千代田区飯田橋三丁目 5 番 1 号
- 対象事業の名称及び種類
名 称：中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業
種 類：廃棄物処理施設の設置
- 対象事業の所在地
東京都江東区海の森二丁目 4 番 79 号

第2 意見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【廃棄物】

不燃ごみ処理施設としての再資源化率の定義と内訳を整理した上で、更なる再資源化率の向上に努めること。また、事業実施に伴う再資源化率については、廃棄物の内訳ごとに整理し、事後調査において報告すること。

【温室効果ガス】

不燃ごみ処理施設の稼働に伴う温室効果ガスについては、今後の技術的進展を踏まえた、更なる排出量削減措置の実施に努めること。また、温室効果ガスの削減効果については、事後調査において検証すること。